

令和2年4月10日

入所施設利用者ご家族の皆様へ

練馬福祉園施設長 宮原 康輔

### コロナウイルス感染防止のための対応策

#### 1、面会制限等の継続について（お願い）

日本国内において新型コロナウイルス感染拡大防止や適切な医療体制の確保の為、4/7（火）政府関係機関より「緊急事態宣言」が発出されましたが、入所施設の事業は引き続き継続して参ります。

施設内の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ご家族への面会制限を行っていますが政府関係機関の指針や入所利用者の高齢化等に配慮し、令和2年5月10日まで継続させていただきますので、ご協力下さい。

#### ○ 面会の制限

5月10日（日）までの間、ご家族の面会及び品物のお届けのための来園も、ご遠慮ください。ご利用者の急病など緊急時の際には、園からご連絡いたします。

#### ○ ご利用者の外出・外泊の制限

治療のための通院・入院を除き、ご利用者の外出・外泊は控えます。ご家族と一緒に外出・外泊についてもご遠慮ください。

○ 令和2年5月10日以降の対応については、新型コロナウイルスの感染状況や政府関係機関の指針等を加味しつつ、令和2年5月7日頃にお知らせします。

#### 2、施設内の感染防止対応策

施設内では、新型コロナウイルス感染症対策として以下の予防対策を実施し、感染防止を図っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

#### ○園内の予防対応策

- ・各職員は勤務前に体温の測定
- ・職員の体調不良時は、医療機関への速やかな受診、自宅静養や加療
- ・出勤時の手洗いうがいの励行
- ・生活棟の入退時、支援中適宜に手洗いもしくは手指消毒
- ・全職員支援中のマスク着用（マスクは自治体から寄贈された物を使用）
- ・他の生活棟や通所事業等の利用者や職員との接触をなるべく避ける為、施設内動線の区分け及び日中活動エリアの限定
- ・ボランティアや訪問系サービス等の受け入れ中止(利用者の生活に支障がない範囲)
- ・利用者の発熱が認められる場合嘱託医に報告し、必要に応じて医療機関への受診や隔離対応
- ・家族等の面会制限
- ・手すり、水道蛇口、電気スイッチ、ドアノブの消毒

#### ○職員への協力依頼

- ・公共交通機関利用の職員には、自家用車やオートバイ・自転車等の交通用具へ切り替えを推奨
- ・公共交通機関利用の職員には、通勤用のガーゼマスク（自治体寄贈）の支給
- ・公休日や夜間の不要外出の自粛

今後の新型コロナウイルス感染拡大や政府関係機関からの指針等により、施設内の感染予防策の随時見直し、必要な対策を検討していきます。

ご家族の皆様におかれましても、体調管理にお気をつけ下さい。

以上

令和2年4月10日

通所事業利用者ご家族の皆様

練馬福祉園施設長 宮原 康輔

### 新型コロナウイルス感染防止のための対応策

日本国内において新型コロナウイルス感染拡大防止や適切な医療体制の確保の為、4/7（火）政府関係機関より「緊急事態宣言」が発出されましたが、通所事業は引き続き継続して参ります。

施設内の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、クラスター感染防止策として事業間の生活動線区分けを行っていますが、政府関係機関の指針や入所利用者の高齢化等に配慮し、令和2年5月10日まで継続させて頂きまますので、ご協力下さい。

#### 1、児童発達支援事業「えとわる」

通所時には管理棟の廊下を経由して入室していますが、施設入所利用者と生活導線が重複しています。双方の健康と安全を考慮し、令和2年3月2日（月）より生活導線を分ける対応を取らせて頂いています。

具体的には、えとわるをご利用の皆様は、管理棟ホールと療育室の間にある非常口から出入りして頂きます。登園時はドアを開放し、職員が誘導致します。非常口を経由してホールまでご来園下さい。降園時も同様のルートで、玄関前まで職員が送ります。尚、雨天時はこれまで通り廊下を経由して登園し、降園時もエントランス内でお待ち下さい。

#### 2、生活介護通所事業

通所時には管理棟の廊下を経由して入室していますが、施設入所利用者と生活導線が重複しています。双方の健康と安全を考慮し、令和2年3月2日（月）より生活導線を分ける対応を取らせて頂いています。

具体的には、生活介護通所事業をご利用の皆様は、管理棟受付玄関から出入りして頂きます。また、ご家族が送迎等を行う場合は、活動室への入室は控えて頂き、管理棟受付前で職員が対応させて頂きます。

園外活動である公園散策や外出等は行わず、園内の散策や活動とします。

○ 令和2年5月10日以降の対応については、新型コロナウイルスの感染状況や政府関係機関の指針等を加味しつつ、令和2年5月7日頃にお知らせします。

### 3、施設内の感染防止対応策

施設内では、新型コロナウイルス感染症対策として以下の予防対策を実施し、感染防止を図っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

#### ○園内の予防対応策

- ・各職員は勤務前に体温の測定
- ・職員の体調不良時は、医療機関への速やかな受診、自宅静養や加療
- ・出勤時の手洗いうがいの励行
- ・生活棟の入退時、支援中適宜に手洗いもしくは手指消毒
- ・全職員支援中のマスク着用（マスクは自治体から寄贈された物を使用）
- ・他の生活棟や通所事業の利用者との接触をなるべく避ける為、施設内動線の区分け及び日中活動エリアの限定
- ・ボランティアや外部講師の活動自粛
- ・通所利用者自宅での体温測定の依頼
- ・利用者（児）以外の入室制限
- ・手すり、水道蛇口、電気スイッチ、ドアノブの消毒

#### ○職員への協力依頼

- ・公共交通機関利用の職員には、自家用車やオートバイ・自転車等の交通用具へ切り替えを推奨
- ・公共交通機関利用の職員には、通勤用のガーゼマスク（自治体寄贈）の支給
- ・公休日や夜間の不要外出の自粛

今後の新型コロナウイルス感染拡大や政府関係機関からの指針等により、施設内の感染予防策の随時見直し、必要な対策を検討していきます。

ご家族の皆様におかれましても、体調管理にお気をつけ下さい。

以上